

(設置)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）に、国際的に卓越した学術研究の推進、組織の枠を越えた学際的、先端的又は独創的な研究活動の促進、若手研究者の育成と支援、大学院学生等による萌芽的研究の涵養と促進及び充実した大学院教育環境を創出するための場として、九州大学総合研究棟（筑紫地区）（以下「施設」という。）を置く。

2 施設の管理運営については、九州大学学内共通利用施設規則（平成16年度九大規則第60号。以下「規則」という。）に定めるところによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理責任者)

第2条 施設に管理責任者を置き、総合理工学研究院長、応用力学研究所長及び先導物質化学研究所長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 管理責任者は、施設の管理運営に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第3条 施設に、総合研究棟（筑紫地区）管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議・調査する。

- (1) 施設の公募に関する事項
- (2) 施設の使用許可、許可内容の変更、許可の取消等に関する事項
- (3) 禁止する実験等に関する事項
- (4) その他施設の管理運営に関する事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理責任者
- (2) 筑紫地区協議会において選出された者6人
- (3) 筑紫地区事務部長
- (4) その他委員会が必要と認めた者若干人

4 前項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、管理責任者をもって充てる。

7 委員長は、委員会を主宰する。

8 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(使用資格)

第5条 施設のうち、規則第3条第1項第1号及び第2号に該当する部分（以下「共通部分」という。）を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 競争的な資金等を獲得した研究（本学の教員がプロジェクトの代表者であるものに限る。）を行う者

(2) 研究遂行上、総括責任者が必要と認めた者

2 施設のうち、規則第3条第1項第3号に該当する部分（以下「部局管理運用部分」という。）を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 共通部分の使用者

(2) その他管理責任者が使用を認めた者

(使用の許可等)

第6条 共通部分を使用しようとする研究代表者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者が行う公募に応募し、その許可を受けなければならない。

2 部局管理運用部分の使用については、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において、前2項の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 部局管理運用部分の使用については、前2項の規定によるもののほか、細則で定める。

(使用期間)

第7条 共通部分の使用期間は、原則1年間とし、延長する場合は、1年毎に更新し、3年を限度とする。ただし、総括責任者が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 部局管理運用部分の使用期間は、申請に基づき、管理責任者が定める。

3 施設の使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(禁止する実験等)

第8条 使用者は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。

(1) 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項又は第4項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験

(2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）第4条に定めるP3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験

(3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項に定める物質を使用する実験

(4) その他管理責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等

2 前項の規定（前項第4号の規定を除く。）にかかわらず、総括責任者の承認を得て、管理責任者が必要と認めた場合は、当該実験等を実施することができる。

(適正使用)

第9条 使用者は、施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、使用者が、この規程等及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命ずるものとする。

(光熱水料等)

第10条 使用者は、使用を許可された場所において使用した光熱水料、使用料等（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

2 光熱水料等（共通部分の使用料を除く。）の額、徴収方法等については、細則で定める。

(使用の終了等)

第11条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は第9条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第13条 施設の管理運営に関する事務は、筑紫地区事務部において行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、細則等で定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第43号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第84号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第179号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。